

明日香村阪合地区市街化促進検討業務委託に係る審査項目及び審査基準

審査項目		配点	評価の観点	評価				
				特 に 良 い	良 い	普 通	や や 劣 る	劣 る
提 案 内 容	①事業化機運醸成に向けた取り組みに関する提案		・過年度業務の成果を踏まえ、事業化機運醸成に向けた取り組み方策の策定方法やその取り組みに対する支援内容が的確で具体的な提案となっているか。	15	12	9	6	3
	②まちづくり協議会の組成に関する提案		・①機運醸成の取り組みと連動した、事業化に向けた協議会組織の組成を図る取り組みやその支援内容が具体的に提案されているか。	15	12	9	6	3
	③事業化エリアの設定に関する提案		・①、②の提案を踏まえ、最初に事業化するエリアの設定が実現可能な具体的な提案となっているか。	10	8	6	4	2
	④基本計画案の作成に関する提案		・③により設定した事業化エリアの基本計画案を作成し、それに基づいた土地区画整理事業の事業計画案を作成するための的確で具体的な提案となっているか。	15	12	9	6	3
	⑤地権者組織の組成に関する提案		・①～④の事業進捗状況に応じ、地権者による区画整理組合等の組成に向けた準備の支援内容が具体的に提案されているか。	15	12	9	6	3
	⑥民間事業者参画方策等の検討に関する提案		・④で作成する基本計画案の事業化に向け、民間事業者の参入方策など事業の具体化に向けた必要な方策の検討が具体的に提案されているか。	10	8	6	4	2
業務実施体制及び実績	10		・知識と経験を有する責任者、技術者を配置しているか。 ・業務量に見合った人員体制となっているか。	10	8	6	4	2
	5		・過去において同種、類似業務の実績を有しているか。 ※ 1点×実績件数（最高で5点）	※				
見積額	5		・もっとも安価な見積額を提示した提案者の見積額を基準とする。 ※ 5点×（最も安価な見積額÷当該提案者の提示する見積金額） （小数点第1位切り捨て）	※				
合計点数		100						

■ 基準点は60点とし、平均評価点数が60点未満の提案を行った者は、選定対象としない。